

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第760号)

平成22年2月5日

横情審答申第760号

平成22年2月5日

横浜市会議長 川口 正寿 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 三 辺 夏 雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に
基づく諮問について（答申）

平成21年9月1日市会庶第944号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「庶務課が保有する税の支出を示す書類（H20年度分すべて）（5/28
付、行政文書検索システムにより、庶務課、支出をK/Wに絞り込んだ900
の文書）6/9これ以上の補正については対応しかねます。貴方で善処せ
よ。」の開示請求却下決定に対する異議申立てについての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市会議長が、「庶務課が保有する税の支出を示す書類（H20年度分すべて）（5/28付、行政文書検索システムにより、庶務課、支出をK/Wに絞り込んだ900の文書）6/9これ以上の補正については対応しかねます。貴方で善処せよ。」の開示請求を却下とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「庶務課が保有する税の支出を示す書類（H20年度分すべて）（5/28付、行政文書検索システムにより、庶務課、支出をK/Wに絞り込んだ900の文書）6/9これ以上の補正については対応しかねます。貴方で善処せよ。」の開示請求（以下「本件請求」という。）に対し、横浜市会議長（以下「実施機関」という。）が、平成21年6月15日付で行った却下決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるといふものである。

3 実施機関の却下理由説明要旨

本件請求については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第6条第2項の規定に基づき補正を求めたが、請求者が補正に応じないため、不適法な請求として却下したものであり、その理由は、次のように要約される。

- (1) 平成21年4月27日付の開示請求書の「開示請求に係る行政文書の名称又は内容」欄には「庶務課が保有する税の支出を示す書類（H20年度分すべて）」と記載されているが、この請求内容では、「支出」という言葉が一般的には、単に金員を支払うことの意味から、支出決定から支払までの行為を意味する場合など、種々様々な意味に用いられており、漠然としているため、「開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項」が記載されているとは認められなかった。
- (2) このため、異議申立人（以下「申立人」という。）に対し、平成21年5月8日付市会庶第345号により、条例第6条第2項の規定に基づき開示請求書の補正依頼を行ったところ、申立人は、平成21年5月28日に「（5/28付、行政文書検索システムにより、庶務課、支出をK/Wに絞り込んだ900の文書）」と開示請求書に加筆した。

しかし、この記述では、900件の文書が具体的にどの文書を示しているのか不明で

あり、請求対象文書を特定することができなかつたため、平成21年6月4日に市会庶第459号により再度補正を求めた。

これを受け、申立人は、平成21年6月9日に「6/9これ以上の補正については対応しかねます。貴方で善処せよ。」と開示請求書に加筆し、これ以上の補正を行わない意思を示した。

このため、加筆された後の開示請求書の記載内容でも、請求対象文書を特定することができなかつたため、開示請求を却下する決定を平成21年6月15日に行った。

4 申立人の本件処分に対する意見

申立人が、異議申立書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分の取消しを求める。
- (2) 実施機関は、申立人が真摯に補正に応じて開示対象文書を絞り込み、対象文書件数まで明記したにもかかわらず、その後何の連絡や補正依頼等もないままに却下処分としており、横浜市の条例及び上位法令に反する違法な処分である。
- (3) 実施機関の条例に対する無知ぶりは明らかであり、更なる教育指導を求める。

5 審査会の判断

(1) 本件処分の経緯

当審査会が確認したところ、次の事実が認められた。

ア 申立人は、平成21年4月27日に、開示請求書に「庶務課が保有する税の支出を示す書類（H20年度分すべて）」と記載し、開示請求を行った。

イ 実施機関は、平成21年5月8日付補正依頼書で、申立人あて開示請求書の補正を求めており、その理由は、「支出」とは、単に金員を支払うことの意味から、支出決定から支払までの行為を意味する場合など、種々様々な意味に用いられており、漠然としているため、行政文書を特定するに足りる請求内容となっていないというものである。また、このときに実施機関は、横浜市市民情報センターに配架されている文書件名簿（正しくは、横浜市行政文書目録）及び横浜市ホームページ上の行政文書検索システムを案内している。

ウ この補正の求めに対し、申立人は、平成21年5月28日付で、もとの記載に「（5/28付、行政文書検索システムにより、庶務課、支出をK/Wに絞り込んだ900の文書）」を書き加えた。

エ 実施機関は、なお請求対象文書を特定することができないと判断し、平成21年6月4日付補正依頼書で、再度補正を求めたところ、申立人は、平成21年6月9日付で、もとの記載に「6/9これ以上の補正については対応しかねます。貴方で善処せよ。」と書き加えた。

オ 実施機関は、請求対象文書を特定することができないとして、平成21年6月15日に却下とする決定を行った。

(2) 本件処分の妥当性について

ア 条例第6条第2項では、実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができ、この場合において、実施機関は開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するように努めなければならないと規定している。

イ 実施機関は、開示請求書に記載された内容では対象行政文書を特定することが困難であるため、条例第6条第2項の規定に基づき、開示請求書の補正を求めたが、申立人の本件「補正」にもかかわらず、なお対象行政文書を特定することができなかつたと主張している。

ウ それに対し申立人は、補正依頼に応じて開示対象文書を絞り込み、対象文書件数まで明記したにもかかわらず、実施機関が却下したことは違法であると主張している。

エ 当審査会では、異議申立書による申立人の主張及び却下理由説明書による実施機関の説明を踏まえて、本件処分の妥当性について検討した。

(ア) 条例第6条第1項第2号では、開示請求書に「行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項」を記載しなければならないと規定している。この趣旨は、実施機関の職員において、開示請求に係る行政文書を検索し、抽出された行政文書について当該実施機関が条例第7条第2項所定の非開示情報が含まれているか否かを判断して、所定の期間内に開示決定等を行うことができるための不可欠の前提として一の開示請求において開示を請求することができる行政文書を行政文書全体のうちの一定範囲のものに限定することにあるものと解され、特定分野に係る行政文書のすべてについて開示を求めるような包括的な開示請求では、原則として特定が不十分であると考えられる。

他方で、条例第6条第2項は、実施機関は、開示請求書に形式上の不備の補正を求める場合において、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよ

う努めなければならない旨規定しているところ、この規定は、開示請求者が行政文書を特定することが困難な場合が少なくないことに鑑み、開示請求制度の円滑な運用を図るため、当該実施機関に対し対象行政文書を特定するのに参考となる情報を提供する努力義務を課したものであって、その趣旨からすれば、当該規定は、開示請求書において開示請求に係る行政文書が具体的に特定された形で記載されることを予定しているものといえることができる。

これらを併せ考えると、条例第6条第1項第2号にいう行政文書を特定するに足りる事項については、少なくとも、開示請求に係る行政文書の範囲を具体的に特定するに足りるものでなければならないと解するのが相当である。

(イ) 以上を前提として、本件請求に係る開示請求書について検討する。

本件「補正」前の開示請求書の「開示請求に係る行政文書の名称又は内容」欄には、「庶務課が保有する税の支出を示す書類（H20年度分すべて）」と記載されていることが認められる。開示請求書に開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項が記載されているか否かは、「税の支出を示す書類」との記載によって、市会事務局庶務課が保有する行政文書の中から対象行政文書を特定できるかという観点から検討すべきと解される。「税の支出」が何を意味するのかが不明確であるが、申立人の意図を善解すれば、税を財源とする公金の支出と解することもできる。ここでいう税とは、必ずしも税そのものに限定する趣旨ではなく、市債、交付金等、横浜市の財源を広く含むものと考えられる。しかし、以上のように解したとしても、本件請求は、平成20年度分の公金の支出についての記載がある行政文書のすべてについて開示を求めるような包括的な開示請求であると認められ、「支出を示す書類」といっても、契約等から支出命令等に至る一連の事務に関して様々な種類の行政文書が存在しており、その中のいずれの種類の行政文書の開示を求めているのか明らかでない。

また、申立人は、本件「補正」後の開示請求書において、「（5/28付、行政文書検索システムにより、庶務課、支出をK/Wに絞り込んだ900の文書）」と加筆しており、行政文書検索システムで「支出」をキーワードとして検索することにより行政文書を絞り込んでいる旨主張するので、この点について検討すると、行政文書検索システム上の行政文書目録検索画面で文書保有課及び年度を選択した上で「支出」をキーワードとして検索することにより、文書分類が「支出」である行政文書及び文書件名中に「支出」という文字が含まれる平成20年度分の行政文

書が891件（平成22年1月8日現在）表示されることが認められる。しかし、検索によって表示された行政文書の中にも、契約等から支出命令等に至る一連の事務に関して様々な種類の行政文書が存在していることが認められ、その中のいずれの種類の行政文書の開示を求めているのか明らかでない点において同様である。

したがって、本件「補正」後の開示請求書の「開示請求に係る行政文書の名称又は内容」欄の記載からも、開示請求に係る行政文書の範囲を具体的に特定することはできないものといわざるを得ない。

以上によれば、本件請求に係る開示請求書に条例第6条第1項第2号にいう開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項の記載があったということとはできない。

(ウ) 次に、申立人は、実施機関が本件請求につき条例第6条第2項が規定する手続を行っていないと主張するので、この点について、以下検討する。

申立人は、開示請求書の補正にあたって実施機関が情報提供を行わなかった旨主張している。

実施機関は、補正の参考となる情報として、横浜市行政文書目録及び横浜市ホームページ上の行政文書検索システムを案内しているのみであるが、事情によってはそれをもって情報提供が不十分であったとまではいえない場合もある。

申立人は、実施機関が開示請求書の補正を求めている間にも、開示請求等のために来庁していることが認められるが、その機会に自身の求める情報の具体的内容を明らかにし、開示請求の対象として該当する可能性のある行政文書について実施機関の説明を受けるなどした上で、開示請求書を補正することもできたはずである。このような事情を踏まえて総合的に判断すると、実施機関の対応は必ずしも十分とはいえないものの、本件においては、少なくとも自らが閲覧を求める行政文書について具体的に説明する意思が申立人にあったとは認められない。このような場合には、実施機関は、申立人にとってどのような情報が参考となるのかも判断できないため、結果的に情報提供を万全に行うことができなくなってしまったとしてもやむを得なかったといえる。

(I) よって、当審査会は、本件請求については、行政文書を特定するに足りる事項が開示請求書に記載されていないため、却下とすべき請求に当たると判断した。

(3) 結 論

以上のとおり、実施機関が本件請求を却下とした決定は、妥当である。

(第三部会)

委員 藤原静雄、委員 青木孝、委員 早坂禧子

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成21年9月1日	・実施機関から諮問書及び却下理由説明書を受理
平成21年9月3日 (第155回第二部会) 平成21年9月4日 (第86回第三部会) 平成21年9月10日 (第152回第一部会)	・諮問の報告
平成21年10月2日 (第87回第三部会)	・審議
平成21年11月6日 (第89回第三部会)	・審議
平成21年11月20日 (第90回第三部会)	・審議
平成21年12月4日 (第91回第三部会)	・審議
平成21年12月22日 (第92回第三部会)	・審議
平成22年1月8日 (第93回第三部会)	・審議